

平成 21 年 9 月定例会市議会の開会にあたり、提出いたしました案件の概要等について申し上げます。

(はじめに)

このたびの衆議院議員総選挙において、民主党が 300 を超える議席を確保し、同党が中心となった新政権が誕生することとなりました。

これは、政治のあり方を変えなければならないとの国民の強い思いが反映されたものと考えており、年金や医療などの社会保障、景気や雇用、地域の衰退などに大きな不安を持っている国民が、「国の未来がかかる大事な選挙」ととらえた結果ではないかと考えております。

新政権は、こうした国民の不安の解消に積極的に取り組まれ、わが国の発展と国民福祉の向上にまい進されることを期待するものであります。

地方自治体といたしましても、地域主権を確立し、基礎自治体を重視するという民主党の政治姿勢に期待しているところであります。さらに、マニフェストにある地方自主財源の大幅拡充、国と地方の協議の場の法制化などについては、地方の意見に十分配慮しながら早急に具体化し、真の地方分権改革が実現されるよう求めるものであります。

一方、国の補正予算の組み換えを行うとされていることについては、本市を含め多くの自治体が、国の補正予算に呼応した事業の予算化を進めているところであり、地方に与える影響が大きいことから、慎重に対応されるようお願いするものであります。

次に、最近の経済情勢について申し上げます。

8 月の月例経済報告によれば、景気は、厳しい状況にあるものの、このところ持ち直しの動きがみられるとされており

ます。

先行きについては、当面、雇用情勢が悪化するなかで、厳しい状況が続くと見られるものの、在庫調整の一巡や経済対策の効果に加え、対外経済環境の改善により、景気は持ち直しに向かうことが期待されております。

しかしながら、一方で生産活動が極めて低い水準にあることなどから、雇用情勢の一層の悪化が懸念されており、加えて、世界的な金融危機の影響や世界景気の下振れ懸念など、景気を下押しするリスクが存在することに留意する必要があるとされております。

また、先月 28 日に総務省が発表した 7 月の完全失業率が 5.7% と過去最悪となり、全国消費者物価指数も前年同月比マイナスの状況が続くなど、政府が 6 月に景気の底打ちを宣言したにもかかわらず、景気の本格的な回復に向けてはなお課題が山積している状況であります。

( 来年度予算編成について )

次に、来年度予算編成に向けた考え方について申し上げます。

国の平成 22 年度予算については、財務省が概算要求を締め切ったところでありますが、民主党は政権交代により、これまでの予算編成過程を変更する方針であり、民主党カラーを打ち出した予算編成に取り組むため、概算要求基準を白紙に戻し、抜本的な見直しを行うことを表明されております。

その編成作業については、新政権発足後に新設する首相直属の国家戦略室において、10 月初旬にも予算編成の新たな指針を策定し、それに基づいて財務省が作業に当たることになるものと報道されております。

各省庁では、それにあわせて概算要求の全面的な見直しが行われることになると見込まれ、その見直しが本市に与える

影響などについて注視していかなければならないと考えております。

一方、本市の平成 22 年度予算については、依然としてその財政環境は大変厳しいものと予測しております。

歳入では、景気の後退による法人市民税や個人市民税の減収が見込まれるうえ、固定資産税についても地価の下落傾向が続いていることから伸びが期待できない状況であり、一般財源の総額については、全体として減額が避けられないものと考えております。

また、歳出では、人件費の減少が見込まれるものの、公債費が依然として高水準にあることや、少子高齢化の影響による扶助費の増加が見込まれることから義務的経費が増加する一方、総合計画に基づく事業の着実な進捗を図るための経費や地域経済の活性化等に資する経費も盛り込む必要があります。

さらに、今回の政権交代の結果、暫定税率の廃止による自動車重量譲与税等の減額なども見込まれ、予算編成に当たっては、引き続き地方財政対策など国の動向を十分に見極めることが必要であり、市税等の一般財源の確保に努めつつ、事務事業の見直しにより歳出を抑制するとともに、予算の重点的・効率的な配分に努めることを基本に取り組みねばならないと考えております。

( 提出案件について )

次に、提出いたしました案件について、その概要を申し上げます。

( 1 予算案件 )

予算案件については、国庫補助事業の認証に伴うもの、国の補正に伴うもの、喫緊の課題に対応するための経費などに

ついて補正を行なうものであり、一般会計では 60 億 6100 万余円を追加するものであります。また、老人保健医療事業など特別会計では 7 億 6900 万余円、水道事業など企業会計では 4 億 9500 万円をそれぞれ追加するものであります。

次に歳出予算の主な内容について申し上げます。

( 国庫補助の認証に伴うもの )

はじめに、国庫補助事業の認証に伴うものとして、安全で快適な自転車の利用を促進するための自転車利用環境整備計画策定に要する経費、太陽光発電普及促進のため、国から委託を受けて実施する、グリーン電力証書需要創出モデル事業に要する経費、冬の夜を明るく彩る「ホワイトイルミネーションとやま」をより華やかに演出するための経費、市道・河川整備や道路・橋りょうの維持補修、土地区画整理事業に要する経費などを計上しております。

( 国の補正に伴うもの )

次に、国の補正に伴うものとして、住宅手当緊急特別措置事業に要する経費、私立保育所の施設整備を支援する経費、女性特有のがん検診の推進に要する経費、小水力発電の新たな立地と市民参加の可能性の調査に要する経費、食料自給力・自給率の強化のため、農業の共同利用施設整備を支援する経費、水橋漁港・フィッシャリーナの整備に要する経費、小・中学校の理科教育設備、学校 I C T 環境整備に要する経費、堀川南小学校体育館の増改築に要する経費などを計上しております。

( 喫緊の課題に対応するもの )

次に、喫緊の課題に対応するための経費について申し上げます。

まず、災害対策では、去る8月2日に発生した豪雨により被災した農業用施設の災害復旧に要する経費や浸水対策、消雪施設設置などに要する経費を計上しております。

雇用対策では、緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生特別交付金事業の拡充に要する経費を計上しております。

新型インフルエンザ対策では、相談員の増員に要する経費などを計上しております。

また、去る6月4日に市立保育所で食中毒が発生したことを受け、入所児童の安全で安心な保育環境の確保を図るための整備に要する経費を計上しております。

このほか、(仮称)角川介護予防施設建設に要する経費、市民球場の人工芝張替えに要する経費、いこいの村富山の売却に伴う清算に要する経費、市内電車環状線化に伴う、沿線の景観施設整備に要する経費などを計上しております。

#### ( その他の事業 )

その他の事業としては、当初予算で計上している経費のうち、企業立地助成金、岩瀬地区・八尾地区のまち並み修景等補助金などについてはそれぞれ不足が見込まれる額を計上しております。

また、法人収益の悪化による、法人市民税の還付等の増加により不足が見込まれる額を計上しております。

このほか、西町東南地区市街地再開発事業を支援する経費、北陸新幹線整備関連事業として、市道及び河川の付け替え工事に要する経費などを計上しております。

篤志によります寄附金については、「福祉基金」、「奨学基金」にそれぞれ積み立てるものであります。

さらに、基金への積み立てについては、決算剰余金の一部を減債基金及び都市基盤整備基金へ積み立てるものであります。

継続費の補正については、(仮称)角川介護予防施設建設事業費についてであります。

債務負担行為の補正については、借上市営住宅共用部分等建設補助金についてであります。

#### ( 特別会計 )

特別会計については、老人保健医療事業及び介護保険事業では、精算に伴う返還金を計上しております。

国民健康保険事業では、高額医療・高額介護合算療養費制度創設に伴う療養費計算業務に要する経費、出産育児一時金の拡充に要する経費、決算剰余金の基金への積み立てなどに要する経費を計上しております。

また、牛岳温泉健康センター事業では、施設設備の修繕等に要する経費、農業共済事業では、決算剰余金の基金への積み立てに要する経費を計上しております。

#### ( 企業会計 )

企業会計については、水道事業において、配水管仮設工事に要する経費を計上しております。また、公共下水道事業においては、局地的豪雨等による浸水被害の軽減を図るため、星井町二丁目地内に雨水貯留池を整備する経費などを計上しております。

以上が歳出のあらましであります。これに要する財源としては、一般会計では事業に伴う国・県支出金、地方債や繰越金などを充てております。

また、特別会計・企業会計では国庫支出金、繰入金、企業債などを充てております。

#### ( 2 その他の案件 )

次に、予算以外の案件について申し上げます。

まず、条例案件については、「富山市情報公開条例の一部を改正する条例」を制定するものなど9件であります。

契約案件については、西田地方小学校校舎改築主体工事の請負契約を締結するものなど2件であります。

その他案件については、熊野北部企業団地の用地を取得するものなど5件であります。

報告案件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、平成20年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告するものなど5件であります。

また、決算の認定については、平成20年度一般・特別・企業の各会計について、監査委員の審査を経ましたので議会の認定を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました案件の概要であります。

何とぞ慎重審議のうえ、適正な議決をいただきますよう、よろしくお願いいたします。